公益財団法人　広島県サッカー協会　専門委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人広島県サッカー協会定款第９章第３７条の規定により、専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会の設置）

第２条　次に掲げる委員会を設置する。

１　第１種（社会人）委員会
２　第１種（大学）委員会
３　第２種委員会
４　第３種委員会
５　第４種委員会
６　女子委員会
７　フットサル委員会
８　シニア委員会
９　キッズ委員会
１０　技術委員会
１１　審判委員会
１２　倫理委員会
１３　総務委員会
１４　１００周年記念事業委員会
１５　医学委員会
１６　広報委員会
１７　WO 委員会
１８　競技委員会

（役員等）

第３条　委員会に次の役員を置く。

（１）委員長　１名
（２）副委員長　若干名

２　委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
５　前項の規定により副委員長が委員長の職務を代理する順序は、あらかじめ委員長が定める。

（任期）

第４条　専門委員会（以下「委員」という。）の任期は、委嘱日より開始し、本協会の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

２　委員長は、委員に特別な事情が生じた時は、その職を解き、必要に応じて委員を補充することができる。補欠により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第５条　委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。
２　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
３　委員会は、運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（委員長の権限）
第６条　各専門委員会の委員長は、次の権限を有する。
（１）理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと。
（２）緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。
２　各専門委員会の委員長は、前項第２号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。
（事務局との連携）
第７条　各専門委員会は、事業の実施に関してはあらかじめ本協会事務局と密接な連絡を取り、事務の円滑な遂行を図らなければならない。
（部会及び分科会）
第８条　委員会は、運営上必要があると認めるときは、部会及び分科会を設けることができる。
２　部会及び分科会に関する事項は、委員長が定める。
（報告）
第９条　委員長は、委員会の所管事項について必要に応じて理事会へ報告・上程するものとする。
（附則）
この規程は、理事会の決議を経て、２０１３年５月１６日より施行する。
この規程は、理事会の決議を経て、２０２１年９月３０日より施行する。

【第１種（社会人）委員会】
（名称）
本委員会を、第１種（社会人）委員会という。
（目的）
１　本委員会は、第１種（社会人）加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について企画立案し、円滑な運営を図る。
２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。
（構成）
本委員会に、次の委員を置く。
１　委員長　　１名

２　副委員長　若干名
３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

１　広島県社会人サッカー連盟との連携による競技会開催に関すること
２　第１種（社会人）加盟登録団体（チーム）に対する、諸講習会及び研究会に関すること
３　広島県選抜チームの選手選考に対して技術委員会に協力すること
４　次の事業を行う。
（ア）全広島サッカー選手権社会人・専門学校大会　　（主催）
（イ）広島県社会人サッカーリーグ　　（共催）
（ウ）全国クラブチーム選手権広島県大会　　（共催）
（エ）その他、理事会で報告あるいは承認された大会・事業

【第１種（大学）委員会】

（名称）

本委員会を、第１種（大学）委員会という。

（目的）

１　本委員会は、第１種（大学）加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について企画立案し、円滑な運営を図る。
２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。
１　委員長　　１名
２　副委員長　若干名
３　委員　　大学委員　若干名
学識経験者　委員　　若干名

（運営）

１　広島県学生サッカー連盟との連携による競技会開催に関すること
２　第１種（大学）加盟登録団体（チーム）に対する、諸講習会及び研究会に関すること
３　広島県選抜チームの選手選考に対して技術委員会に協力すること
４　次の事業を行う。
（ア）全広島サッカー選手権大会　大学予選　　（主催）
（イ）広島県学生サッカーリーグ　　（共催）
（ウ）その他、理事会で報告あるいは承認された大会・事業

【第２種委員会】

（名称）

本委員会を、第２種委員会という。

（目的）

１　本委員会は、第２種加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について企画立

案し、円滑な運営を図る。

２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名

２　副委員長　若干名

３　委員　　（イ）高校担当　　担当委員　若干名

（ロ）クラブ担当　担当委員　若干名

（ハ）学識経験者　委員　　若干名

（運営）

１　高校担当は、広島県高体連との連携による競技会開催についての助言と援助を行うこと

２　クラブ担当は、高等学校（チーム）に属さない１８歳未満の選手で、組織したクラブチームの競技会開催に関すること

３　第２種加盟登録団体（チーム）に対する、諸講習会及び研究会の開催に関すること

４　広島県選抜チームの選手選考に対して技術委員会に協力すること

５　次の事業を行う。

（ア）全国高校サッカー選手権大会広島県大会　　（主催）

（イ）広島県高等学校総合体育大会サッカー競技　　（共催）

（ウ）広島県高等学校サッカー新人大会　　（共催）

（エ）高円宮杯Ｕ‐１８サッカーリーグ　　（主催）

（オ）その他、理事会で承認された大会

【第３種委員会】

（名称）

本委員会を、第３種委員会という。

（目的）

１　本委員会は、第３種加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について企画立案し、円滑な運営を図る。

２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努め、円滑な運営を図るものとする。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名

２　副委員長　　若干名

３　委員　　（イ）中学校担当　担当委員　若干名

（ロ）クラブ担当　担当委員　若干名

（ハ）学識経験者　委員　　若干名

（運営）

１　中学校担当は、広島県中体連との連携による競技会開催について助言と援助を行うこと

２　クラブ担当は、中学校（チーム）に属さない１５歳未満の選手で、組織したクラブチームの競技会開催に関すること
３　第３種加盟登録団体（チーム）に対する、諸講習会及び研究会の開催に関すること
４　広島県選抜チームの選手選考に対して技術委員会に協力すること
５　次の事業を行う。
（ア）広島県中学校サッカー選手権大会　　（共催）
（イ）広島県中学校総合体育大会サッカー競技　（共催）
（ウ）高円宮杯Ｕ‐１５サッカーリーグ　　（主催）
（エ）高円宮杯Ｕ‐１３サッカーリーグ　　（主催）
（オ）広島県クラブユース選手権広島県大会　　（共催）
（カ）その他、理事会で報告あるいは承認された大会・事業

【第４種委員会】
（名称）
本委員会を、第４種委員会という。
（目的）
１　本委員会は、第４種加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について企画立案し、円滑な運営を図る。
２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。
３　本委員会は、専門委員会と協力してキッズ年代（６歳以上１０歳以下）へのサッカーの普及を促進し、同年代の競技会開催について企画立案し、円滑な運営を図る。
（構成）
本委員会に、次の委員を置く。
１　委員長　　１名
２　副委員長　若干名
３　委員　　若干名（学識経験者を含む）
（運営）
１　第４種加盟登録団体（チーム）に対する、諸講習会及び研究会の開催に関すること
２　広島県下の未加盟団体（チーム）の実態調査と加盟登録推進に関すること
３　広島県選抜チームの選手選考に対して技術委員会に協力すること
４　キッズ年代（６歳以上１０歳以下）のサッカーの普及に関すること
５　次の事業を行う。
（ア）広島県少年サッカー大会　　（主催）
（イ）オータムサッカー大会　　（主催）
（ウ）JFA 全日本 U-１２サッカー選手権大会　（主催）
（エ）U-１０サッカーフェスティバル　　（主催）
（オ）ミカサチャレンジカップ　　（主催）
（カ）その他、理事会で報告あるいは承認された大会・事業

【女子委員会】

（名称）
本委員会は、女子委員会という。
（目的）
１　本委員会は、女子加盟登録団体（チーム）の参加する競技会開催について、企画立案するとともに専門委員会と協力して円滑な運営を図る。
２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。
（構成）
本委員会に、次の委員を置く。
１　委員長　　１名
２　副委員長　若干名
３　委員　　若干名（学識経験者を含む）
（運営）
１　女子加盟登録団体（チーム）に対する、諸講習会及び研究会の開催に関すること
２　広島県下の未加盟団体（チーム）の実態調査と加盟登録推進に関すること
３　広島県選抜チームの選手選考に対する技術委員会に協力すること
４　他の連盟との連携による競技会開催に関すること
５　次の事業を行う
（ア）広島県女子サッカー選手権大会　（主催）
（イ）広島県女子サッカーリーグ　（主催）
（ウ）広島県女子Ｕ－１８サッカーリーグ　（主催）
（エ）広島県女子Ｕ－１５サッカーリーグ　（主催）
（オ）もみじレディースサッカー大会　（主催）
（カ）広島県高等学校総合体育大会サッカー競技女子の部　（共催）
（キ）全日本高等学校女子サッカー選手権大会広島県予選会　（主催）
（ク）全日本Ｕ－１８女子サッカー選手権大会広島県予選　（主催）
（ケ）全日本Ｕ－１５女子サッカー選手権大会広島県大会　（主催）
（コ）全日本Ｏ-３０女子サッカー大会　広島県予選　（主催）
（サ）広島県高等学校サッカー新人大会（女子の部）　（共催）
（シ）その他、理事会で報告あるいは承認された大会・事業

【フットサル委員会】
（名称）
本委員会を、フットサル委員会という。
（目的）
１　本委員会は、フットサルに関する競技会開催について、企画立案するとともに専門委員会と協力して円滑な運営を図る。
２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。
（構成）
本委員会に、次の委員を置く。
１　委員長　　１名

２　副委員長　若干名
３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

１　フットサル競技の普及及び強化に関すること
２　フットサル競技の諸講習会及び研究会の開催に関すること
３　広島県選抜チームの選手選考に関すること
４　次の事業を行う。
（ア）全日本フットサル選手権広島県大会　（主催）
（イ）広島県フットサルリーグ　（主催）
（ウ）全日本ユース（Ｕ‐１５）フットサル大会　（主催）
（エ）全日本ユース（Ｕ‐１５）女子フットサル大会　（主催）
（オ）全日本女子フットサル選手権大会広島県大会　（主催）
（カ）全日本大学フットサル大会広島県大会　（主催）
（キ）全日本 U-１２フットサル選手権広島県大会　（主催）
（ク）Ｕ－１８フットサル大会広島県大会　（主催）
（ケ）その他、理事会・フットサル委員会・連盟理事会で報告あるいは承認された大会・事業

【シニア委員会】

（名称）

本委員会を、シニア委員会という。

（目的）

１　本委員会は、シニア年代が生涯わたってサッカーが行える環境を整えるとともに、未加盟団体の加盟を促進し、シニア年代の競技会開催について、企画立案するとともに専門委員会と協力して円滑な運営を図る。
２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。
１　委員長　　１名
２　副委員長　若干名
３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

１　シニア各年代別の競技会開催に関すること
２　広島県選抜チームの選手選考に関すること
３　未加盟団体（チーム）の実態調査と加盟登録促進に関すること
４　次の事業を行う。
（ア）広島県シニアサッカーリーグ　（主催）
（イ）その他、理事会で報告あるいは承認された大会・事業

【キッズ委員会】

（名称）

本委員会を、キッズ委員会という。

（目的）

１　本委員会は、専門委員会・第４種委員会・地区協会と協力してキッズ年代（６歳～１０歳）へのサッカーの普及を促進し、同年代のサッカーの環境を整えるとともに、専門委員会と協力して円滑な運営を図る

２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名

２　副委員長　若干名

３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

１　キッズ年代（６歳～１０歳）のサッカーの普及に関すること

２　キッズリーダーの養成に関すること

３　キッズ年代を対象に次の事業を行う

（ア）キッズフェスティバル

（イ）巡回指導

（ウ）その他、理事会で報告あるいは承認された事業

【技術委員会】

（名称）

本委員会は、技術委員会という。

（目的）

１　本委員会は、本協会の加盟登録団体（チーム）等の競技力向上ならびに団体活動の充実等にかかわる普及・育成・強化の為の施策計画立案、研究、実行並びにその周知を図る。

２　前項の実現のため、ユース育成部会ならびに他の委員会と連携・協力して本県サッカー競技の円滑な運営を推進する。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名

２　副委員長　若干名

３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

１　キッズ、キッズエリートに関すること。

２　トレセン活動（全種別：１種・２種・３種・４種・女子）に関すること。

３　指導者養成活動に関すること。

４　広島県国体強化（成年男子・成年女子・少年男子・少年女子）に関すること。

5　ユース育成部会・本県ユースダイレクター・本県各地区協会・本県各種別委員会等と本県サッカー競技の普及・育成・強化についての連携推進に関すること。
6　指導者講習会・研修会に関すること。
7　日本サッカー協会技術委員会・中国サッカー協会管轄事業、ナショナルトレセンコーチ中国地域担当（中国地域ユースダイレクター）との連携協力に関すること
8　その他、理事会で報告あるいは承認された事業

【審判委員会】
（名称）
本委員会は、審判委員会という。
（目的）
1　本委員会は、審判員の統制、強化、育成、割当，インストラクターの育成，指導、割当及び広報を目的とする。
2　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。
（構成）
本委員会に、次の委員を置く。
1　委員長　　1名
2　副委員長　若干名
3　委員　　若干名（学識経験者を含む）
（運営）
1　競技規則の解釈適用に関すること
2　審判員の登録に関すること
3　審判員の普及・育成・強化に関すること
4　審判員の派遣に関すること
5　審判員の賞罰に関すること
6　審判インストラクターに関すること
7　その他、審判に関することで理事会で報告あるいは承認された事業

【総務委員会】
（名称）
本委員会を、総務委員会という。
（目的）
1　本委員会は、評議員会、理事会、HiFA アウォーズ等、広島県サッカー協会主催のイベントの円滑な運営を図る。
2　前項のほか、事務局の業務や各種プロジェクトのサポートを行い、円滑な運営を図る。
3　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。

（構成）
本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名
２　副委員長　若干名
３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

１　総務（理事会等運営）
２　財務（マーケティング）
３　グリーンプロジェクト
４　基盤強化（地区協会）
５　サッカーファミリー（障がい者連盟）
６　サッカースタジアム

【医学委員会】

（名称）

本委員会を、医学委員会という。

（目的）

１　本委員会は、次の事項を取り扱う。
（ア）　選手の医学的健康管理に関する事項
（イ）　選手の運動能力、フィットネスに関する事項
（ウ）　緊急時の選手の応急手当てに関する事項
２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。
１　委員長　　１名
２　副委員長　若干名
３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

１　サッカー選手に対する健康管理と競技能力向上の援助に関すること
２　サッカー外傷及び障害に対する予防、診断、治療及びリハビリステーション等に関すること
３　サッカー競技会等の医事運営並びにチームドクターに関すること
４　サッカーを通じてスポーツ医学の研究、教育及び普及活動に関すること
５　その他、上記に準ずる必要な事項に関すること

【広報委員会】

（名称）

本委員会を、広報委員会という。

（目的）

１　本協会が行う事業、主催および主管する大会等の広報、宣伝を行う。
２　その他、本協会に関する諸事業の、広報、宣伝にあたる。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名

２　副委員長　若干名

３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

１　広報委員会の組織としての活動

２　月刊広報誌「広島サッカーニュース」の発行

３　メディア（新聞・TV・ラジオ・雑誌など）への情報発信・リリース、取材対応

４　県協会の活動、主催・主管の大会、行事等の資料の収集・管理

５　公式試合記録の作成

６　県協会公式ホームページの管理運営の補助、情報収集・提供

【競技委員会】

（名称）

本委員会を、競技委員会という。

（目的）

１　本委員会は、協会の事業を円滑に行えるよう競技会場などの調整を行うことを目的とする。

２　前項のほか、他の種別／専門委員会と連携して、サッカー競技の普及及び強化に努める。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名

２　副委員長　若干名

３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

１　国際試合（平和祈念）

２　海外遠征

３　指導者研修（招聘・派遣）

４　フットボールデー

５　全広島（天皇杯県大会）

６　施設調整

【倫理委員会】

（名称）

本委員会を、倫理委員会という。

（目的）

１　本委員会は、スポーツの根本であるルールとフェアープレー精神に則り、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていく為に必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名

２　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

1　委員会は、次の事項を所掌する。

（ア）本協会及び本協会役・職員の網紀粛正の推進に関すること。

（イ）本協会加盟団体の、本協会の加盟団体規程並びに日本サッカー協会などの関係規程の遵守に関すること。

（ウ）ア、イついて、周知徹底を図るとともに、必要に応じて事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

【100 周年記念事業委員会】

（名称）

本委員会を、１００周年記念事業委員会という。

（目的）

１　本委員会は、２０２１年に本協会が１００周年を迎えるにあたり、記念事業を行うことを計画、準備のために会議等の活動を実施する。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名

２　副委員長　若干名

３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

1　100 周年事業の企画、準備を行う。

【ウェルフェアオフィサー委員会】

（名称）

本委員会を、WO 委員会という。

（目的）

１　本委員会は、広島県サッカー界の差別・暴力の根絶を目的とする。

（構成）

本委員会に、次の委員を置く。

１　委員長　　１名

２　副委員長　若干名

３　委員　　若干名（学識経験者を含む）

（運営）

1　各種別へのウェルフェアオフィサーの育成を行う。

2　フェアプレー精神の周知を行う。

【雑則】

１　各種委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

２　各種委員会を開催したときは、議事録を作成し、委員長押印の上、事務局へ提出す

る

３　本委員会規定の改廃は、理事会の議決による

【附則】

この規程は、２０１３年５月１６日より施行する。

この規程は、２０２１年９月３０日より施行する。